

令和7年6月10日

令和7年度 熊本工業高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

吹奏楽、新聞、電波、物理、化学、美術、写真、映像研究、放送、マイコン、自動車、囲碁・将棋、アニメーション、書道、華道、E S S、工業、応援団

2 目標

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、文化的活動を通して自己肯定感を高める。
- (2) 生涯に渡って芸術・文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して豊かな心や創造性を養う。
- (3) 本校の三綱領である、「明朗真摯」「創意工夫」「友愛強調」を実現する。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- ア 1週間の練習日は6日以内とし、1日は完全休養日を設ける。
- イ 定期試験の1週間前からは、練習を中止する。
- ウ 夏季の閉学日は、練習しないこととする。

(2) 活動時間

- ア 平日は2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日（4月～3月） 20：00
休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 共通の休養日

- ア 定期考查前・考查期間中の一定期間
 - 5月13日～15日（前期中間考查） 9日間
 - 6月30日～7月3日（前期期末考查） 10日間
 - 11月25日～28日（後期中間考查） 9日間
 - 2月 9日～13日（学年末考查） 10日間
- イ その他

8月13日～15日（夏季学校閉学日） 3日間

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

心身の健康維持の観点から、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

心身の健康維持の観点から、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や共通の休養日の活動ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 大会への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

5 その他

(1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、各部の保護者会が適切に管理する。

イ 決算報告については、各部の保護者会で報告する。

(3) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。